

令和3年12月6日

顧問・副顧問教員  
N I F S スポーツクラブ担当教員  
かのや健康・スポーツクラブ担当教員 各位

危機管理委員会委員長

冬期休業期間等における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

学生委員会委員長からの依頼及び提案に基づき、冬季休業期間における新型コロナウイルス感染症対策については、以下のとおり通知する。

1. 冬期休業期間（令和3年12月25日～令和4年1月10日）中の課外活動の対応

(1) 帰省せずに課外活動を実施する場合

従来方針に基づき十分な感染症対策を講じた上で活動すること。

(2) 一時帰省して課外活動を実施する場合

期間中に緊急事態宣言等が発令され、一時帰省先や滞在先がそれらの地域からの帰還の場合はPCR検査の受検を義務付け、陰性結果を得た上で活動すること。上記以外の地域からの帰還の場合は帰還日から1～2日の体調確認をした上で活動に合流すること。

2. 冬期休業期間明け（令和4年1月11日以降）の課外活動の対応

緊急事態宣言（又はまん延防止等重点措置）が冬期休業期間中に国内で発令されている場合、冬期休業明けの1週間、令和4年1月11日(火)から17日(月)を遠隔授業期間とすること（教務委員会決定事項）に伴い、その期間の課外活動は停止すること。但し、国際大会や全国大会または全国大会に繋がる予選大会が直近に控えている場合は、特別に学長の許可を得て活動できることとし、その際に顧問教員等は参加する学生にPCR検査の受検を義務付け、陰性結果を得るまで、参加しないこと。尚、発令が出されなかった場合は、従来方針\*に基づき十分な感染症対策を講じた上で活動すること。

\*令和3年9月30日付け通知「令和3年度後期以降の課外活動実施に係る方針について」

## 令和3年度後期以降の課外活動実施に係る方針について

No.	テーマ	場合分け	現行	危機管理委員会からの指示	学生委員会(課外活動)	各課外活動の行動基準	
1	学生間の距離の確保	—	1~1.5メートルの間隔を保つこと	<b>3密(密閉・密集・密接)防止に係る基準の厳格化を行う。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆屋内練習場では可能な限り窓を開放し、常時または定期的に換気をする。</li> <li>◆人数の多い課外活動はグループ分けし、練習時間をずらすなど密集を避けて行う。</li> <li>◆整列時など、人との距離は<b>2m以上</b>の間隔を取る。</li> <li>◆休憩時間でのマスク着用を遵守させる。</li> <li>◆課外活動終了後は、速やかに帰宅させる。</li> <li>◆顧問教員等は、練習開始前に学生等の体調確認を行う。※発熱・咳・のどの痛み等症状がある場合は参加させない。</li> </ul>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆更衣は各自の部屋で行う等指導する。</li> <li>◆各自使用した用具など消毒を徹底させる。</li> </ul>	
2	学生の県外移動	緊急事態宣言地域 <b>またはまん延防止等重点措置地域</b> から帰還した学生	PCR検査の受検を依頼	PCR検査の受検を依頼。 <b>なお、受検結果がわかるまでは、他の学生と十分に距離を取ることを協力依頼する。</b>	緊急事態宣言地域から帰還した学生について、PCR検査の受検結果が判明していない学生に対しては、 <b>他者との接触を避けさせて、課外活動については参加させないなどの対策を取る。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各課外活動で行動基準が決まっている事項は遵守し行動させる。</li> <li>◆各体育連が出しているコロナ関連の感染症対策又はガイドライン等の最新情報を収集、準拠する。</li> <li>◆PCR受検や体調の調整も含め、それぞれ余裕を持った帰学をさせる。</li> <li>◆体調不良者は、直ちに顧問教員等指導者へ報・連・相を徹底させる。</li> <li>◆顧問教員等は体調不良者がいた場合、直ちに総務係へ報告する。</li> <li>◆公式試合等で県外等に移動する場合、感染リスクが高まることを踏まえ、慎重な行動と体調管理表や行動履歴を記録し感染防止の徹底に努めるよう指導する。</li> <li>◆<b>本学が主催・共催する合同練習等(本学を会場とする大会イベント含む)は、各課外活動団体の責任者が責任を持って実施の可否を判断する。実施する場合、参加者の1週間前からの体調管理表を相手先の代表者にも提出するよう依頼し、同居する者に体調不良者等いないかまで十分体調確認を行ったうえで実施する。発熱・咳・のどの痛み等症状がある場合は参加させない。</b></li> <li>◆自主練は、感染するリスクも高まることを踏まえ、周りの状況を慎重に判断し、周囲に迷惑をかけない範囲で実施させる。</li> </ul>	
		各期授業開始の1週間前までに <b>鹿屋に帰っていた学生</b>	—	通常どおり	新型コロナウイルス感染症対策を取り実施する。		
		各期授業開始の1週間前までに <b>鹿屋に帰っていなかった学生</b>	—	PCR検査の受検を依頼。 <b>なお、受検結果がわかるまでは、他の学生と十分に距離を取ることを協力依頼する。</b>	<b>顧問教員等は、PCR検査を受検するよう連絡し、PCR検査の受検結果が判明するまで、他者との接触を避けさせて、課外活動については参加させないなどの対策を取る。</b>		
3	学生の入構	構成員に陽性者の発生時	3日間入構規制	現行どおり	課外活動は停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自主練は、感染するリスクも高まることを踏まえ、周りの状況を慎重に判断し、周囲に迷惑をかけない範囲で実施させる。</li> </ul>	
		発生から3日間経過後	大学が感染状況の把握や対象者の隔離等の感染回避の管理ができた場合	入構規制解除 ※明文規定なし	現行どおり		新型コロナウイルス感染症対策を取り実施する。
			大学が感染状況の把握や対象者の隔離等の感染回避の管理ができなかった場合	入構規制継続 ※明文規定なし	現行どおり		入構規制継続 原則※課外活動は停止 ※直近に国際大会や全国大会または全国大会に繋がるような大会(ブロック予選など)が控えている場合は、特別に学長の許可を得て活動できることとする。(申請先は学生課) <b>練習時間は1.5~2hの範囲で行う。</b>

※赤字部分は、従来との変更点